

委員会提出議案第4号

西脇市非核平和都市宣言に関する決議

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年6月7日

西脇市議会総務産業常任委員会
委員長 林 晴 信

(理由)

私たち西脇市民は、互いの幸せとまちの発展を願って、西脇市民憲章を基調に、日々の生活を送っています。振り返れば、戦後の痛ましい状況から、先人の英知とたゆまぬ努力によって、山あいをぬって清らかな水が流れるこの地に、平和で豊かな暮らしができるまちを築いてきました。

しかし、地球上では長年にわたり、飢餓や疾病、環境破壊、自然災害、戦争やテロ、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の拡散等が起こり、未だにその恐怖や不安をぬぐい去ることができません。

旧西脇市・旧黒田庄町の両市町では、世界の真の恒久平和を願って、非核平和宣言を行っていました。広島と長崎に原爆が投下され、75年の歳月が経過しましたが、今を生きる私たちは、旧市・旧町の宣言の精神を引き継ぎ、その悲惨さを人びとの記憶に深く刻んでいかなければなりません。

西脇市制施行15周年を、市民一人ひとりが手を携えて、平和で安心なまち・西脇を創造していくことを再確認する機会として、非核平和都市の宣言を行います。

西脇市非核平和都市宣言に関する決議

世界の恒久平和は、全ての人びとの共通の願いです。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力に支えられ、豊かな水と大地の恵みの中で、今を生きています。

しかし、今もなお、世界各地で武力紛争が起こり、核兵器などの存在と拡散が、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威と不安を与えています。

我が国は唯一の戦争被爆国です。決して広島、長崎のあの悲劇を繰り返してはなりません。

今を生きる私たちは、世界の全ての人びとと手を携え、核兵器の廃絶やあらゆる争いを回避するために、最大限の努力を重ねていかなければなりません。

私たちは、次代を担う子どもたちが、未来に向かって平和で安心して暮らすことができる社会を創造すること、そして、核兵器廃絶と世界の恒久平和を希求し、ここに西脇市が非核平和都市であることを宣言します。

以上、決議する。

令和3年6月7日

西 脇 市 議 会